

# 令和5年度旭川市低所得世帯子ども加算金申請書(請求書)

(宛先) 旭川市長

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

## 1. 申請・請求者(世帯主)

申請日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
署名(又は記名押印)	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話番号 ( )

## 2. 加算金申請児童等

以下の(1)~(3)のいずれかに該当する児童について申請してください。

- (1) 令和5年12月1日(以下「基準日」という。)時点で世帯主と同一世帯である平成17年4月2日から令和5年12月1日までに出生した児童
- (2) 令和5年12月2日以降に出生した児童
- (3) 基準日時点で申請・請求者と別世帯であり、児童のみ(兄弟姉妹含む)の世帯であるが、申請・請求者と生計が同一である児童  
※(3)に該当する場合は、申請書(請求書)に「別居監護申立書」を添付してください。  
※(3)に該当する場合でも、里親へ委託されている児童は対象となりません。

※ その他、離婚やDV等により支給対象となる場合があります。詳しくは臨時特別給付金担当(☎76-7415)まで問合せください。  
※ 施設へ入所をしている児童は加算金の支給対象児童となりません。

	(フリガナ) 児童氏名	生年月日	世帯主と児童との世帯状況	基準日時点の住所 (世帯主と児童が基準日時点で別世帯である場合のみ記載)
1		平成・令和 年 月 日	同一世帯 別世帯	
2		平成・令和 年 月 日	同一世帯 別世帯	
3		平成・令和 年 月 日	同一世帯 別世帯	
4		平成・令和 年 月 日	同一世帯 別世帯	
5		平成・令和 年 月 日	同一世帯 別世帯	

## 3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※ 加算金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 加算金申請児童等」に記入した今回支給申請をする人数になります。  
※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合 : 50,000円 × 3人 = 150,000円

## 4. 受取方法

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金、または令和5年度旭川市物価高騰重点支援給付金(7万円)と同一口座へ振込を希望する場合は☑してください。

→

【受取口座記入欄】 上記で☑をしていない方は以下に受取口座を記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (五詰めでご記入ください)	口座名義(カタカナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 4.信組 2.信金 5.信連	本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座		
金融機関コード	3.金庫 6.農協 支店コード			

※記載誤りがないか再度御確認ください。誤りがあると、支給が遅れることがあります。  
※ゆうちょ銀行への振込みを希望する場合、通帳見開き下部を参照の上、次のとおり記入してください。  
【店名】(漢数字3桁)を支店名欄に記入 【店番】(算用数字3桁)を支店コード欄に記入  
【預金種目】当てはまるものを○で囲む 【口座番号】口座番号欄に右詰めで記入  
(注)金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取ができない場合は、臨時特別給付金担当(☎76-7415)までお問い合わせください。

裏面も必ず御記入ください

下の  の太枠をチェック(✓), また, 下の  内を記載してください。

### 【誓約・同意事項】

- ① 基準日(令和5年12月1日)において旭川市に住民登録がある世帯の世帯主です。
- ② 令和5年度旭川市低所得世帯こども加算金(以下「加算金」という。)の支給要件(※)に該当します。  
※加算金の支給対象となるためには、以下の要件の全てを満たすことが必要です。  
ア 世帯の全員が、令和5年度分の住民税が「非課税者もしくは、均等割のみ課税者」である。  
イ 世帯の全員が、住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯ではありません。  
ウ 世帯の中に、租税条約による住民税の免除の適用を届け出ている者はいない。  
エ 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である者はいない。
- ③ 加算金の支給要件の該当性等を審査等するため、旭川市(以下「市」という。)が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、市において支給決定をした後は、加算金の請求書として取り扱います。
- ⑥ 申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年9月17日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、加算金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 加算金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や加算金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、加算金を返還します。
- ⑧ 同一児童について、同一世帯主が2回以上の申請をした場合は、旭川市が当該2回目以降の申請を無効とすることに同意します。
- ⑨ 加算金の支給時期について、提出書類に不備がない場合、本申請書を市が受領した日から2~3週間程度を要することに同意します。
- ⑩ 加算金の申請時に提出した書類等は、返却できないことについて同意します。

上記の全ての誓約・同意事項について確認し誓約・同意します。

### 【提出書類】

- ① 令和5年度旭川市低所得世帯こども加算金申請書(請求書)(本書)
- ② 申請・請求者本人確認書類(写し)  
※本人(代理人)確認書類の例  
a , b のいずれか1つ  
a 公的機関が発行する写真証明書(写し)  
マイナンバーカード表面(顔写真あり)のみ、写真付住基カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、介護支援専門員証、写真付在留カード、写真付特別永住者証明書などの写し  
b その他氏名、住所等が確認できる書類(写し)  
健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳、各種免許証、各種資格者証、学生証、社員証  
保護手帳、各種公共機関から発行された領収書(税金・社会保険料・公共料金等領収書等)などの写し
- ③ 受取口座を確認できる書類(写し) ※表面 4. 受取方法において  をした場合は提出の必要はありません。  
※口座確認書類の例  
受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し
- ④ 令和5年1月1日時点で居住の市区町村の『住民税が非課税又は均等割のみ課税と分かる証明書』(写し)  
(令和5年1月1日時点の住所が旭川市外の住所の世帯員、全員分)  
※ただし、2008年(平成20年)4月2日以降に生まれた方で、かつ収入がない場合は添付不要です。  
※また、令和5年度旭川市住民税均等割のみ課税世帯給付金、または令和5年度旭川市物価高騰重点支援給付金(7万円)の申請時に添付済みの場合は不要です。
- ⑤ 別居監護申立書  
※申請する児童が、表面 2. 加算金申請児童等の(3)に該当する場合のみ添付が必要となります。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。チェック漏れや添付書類の不備がある場合、支給を受けられません。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名